

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）27条1項3号の規定に基づく入所措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年6月26日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（同年〇月〇日生。以下「本児」という。）に係る法27条1項3号の規定に基づく児童福祉施設への入所措置決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- 1 （本件処分の理由に、家庭での養育が困難な為とあるが、）出産前から〇〇県の実家で養育する環境は完備している。我が子を大切に育てる気持ちはゆるぎないものであり、処分時点において入所措置の必要性はなかった。

また、処分庁は、請求人に対する支援を放置し、本児の健康状態についての情報提供も怠っており、担当職員の不適切な言動もあって、請求人の処分庁への信頼は破綻しており、本児の育成をゆだねることはできない。

さらに、他にゆるやかな方法が存在するにもかかわらず、慎重な検討をせずに、親子分離という厳しい処分を継続しており、目的に照らして必要な限度を超えている。

- 2 手続についても不備がある。入所措置に係る承諾書を郵送したが、入所施設、入所期間、措置中の面会等の説明を受けていない以上、請求人の真意に基づく同意があるとは言い難い。また、それまでの手続の進め方が請求人の意向を軽視した強引なものであり、処分の詳しい説明もなかった。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 3月 3日	諮問
令和2年 4月 10日	請求人から主張書面を収受
令和2年 6月 23日	審議（第44回第1部会）
令和2年 7月 27日	審議（第45回第1部会）
令和2年 8月 24日	審議（第46回第1部会）
令和2年 9月 24日	審議（第47回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件審査請求の適法性について

本件処分は、令和元年7月27日付けで既に解除されていることから、以下、本件審査請求の適法性について検討する。

- (1) 行政不服審査法に基づく審査請求を適法になし得るためには、審査請求人に当該処分について審査請求をする法律上の利益、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあることが必要であると解されている（最高裁判所第三小法廷昭和53年3月14日判決（最高裁判所民事判例集32巻2号211頁）参照）。

そして、審査請求を適法になし得る者は、行政事件訴訟法9条に定める取消訴訟の原告適格を有する者の具体的範囲と同一であると解されているところ（宇賀克也著「行政法概説Ⅱ行政救済法〔第5版〕」44頁参照）、行政事件訴訟法9条1項は、取消訴訟は、「当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。」と定めている。

そうすると、行政不服審査法においても、審査請求を適法になし得る法律上の利益を有する者の中には、処分の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者が含まれると解するのが相当である。

- (2) これを本件についてみると、本件処分は既に解除されており、本件処分の効果は将来に向かって消滅しているが、請求人は、本件処分に伴う入所費用について、法56条2項に基づく児童福祉施設措置費の請求を受ける見込みであり、本件処分が取り消された場合には（請求人は、本件審査請求において、処分時点において入所措置の必要性はなかった旨主張している。）、請求人に入所費用を負担させる根拠を欠くこととなり、入所費用の徴収を受ける余地がなくなるものと解され、これは一応、法律上の利益ということができる。

そうすると、請求人は、本件処分の解除によっても、なお、処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者と解される。

したがって、本件審査請求は適法であると判断する。

## 2 本件処分についての検討

### (1) 法令の定め等

ア 法 26 条 1 項は、児童相談所長が、相談に応じた児童又はその保護者について、必要があると認めるときは、法 26 条 1 項各号の措置を採らなければならないものとし、1 号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」を掲げている。

これを受けて、法 27 条 1 項は、上記報告のあった児童について、「次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」とし、同項 3 号は、児童を乳児院等の児童福祉施設に入所させる措置について規定している。

東京都において、同項の措置を採る知事の権限は、法 32 条 1 項及び法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号）1 条 1 項 1 号により、児童相談所長に委任されている。

したがって、東京都においては、児童相談所長が、相談に応じた児童又はその保護者について、必要があると認めるときに、法 27 条 1 項各号の措置を採るべきことになる。

イ 法 27 条 4 項によれば、同条 1 項 3 号の措置は、児童に親権を行う者等があるときは、少年法 18 条 2 項の規定による送致のあった児童につき同条同項の措置を採る場合を除いては、その親権者等の意に反して、これを採ることができないとされている。

その一方で、法 28 条 1 項 1 号によれば、保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、法 27 条 1 項 3 号の措置を採ることが親権者等の意に反すると

きは、都道府県は、保護者が親権者等であるときは、家庭裁判所の承認を得て、同号の措置を採ることができるとされている。

(2) 本件についての検討

これを本件についてみると、

ア 処分庁は、支援センターの職員とともに、出産後の請求人及び祖母と面会し、本児の相談を受け、請求人から施設入所の同意を得て、本児を乳児院に入所させる措置を取ったこと（当初入所措置）。

イ 本児が乳児院に移送された後、請求人は、本児を返してほしいと訴えるようになり、担当者が請求人の養育能力（医療受診による確認）、養育環境（〇〇県の実家）の調査が必要である旨述べたが、一方的に入所措置の同意を撤回するメールを送付したこと。

ウ 処分庁は、イの同意撤回を受けて、当初入所措置を解除し、「本児を安心・安全に養育するための環境調整が必要な為。」として前回一時保護を行ったこと。

エ その後、担当者は、〇〇県の実家に帰った請求人と面談し、請求人の言動が不安定で、入所措置の意味と必要性の理解が得られていないと感じている旨を述べ、改めて入所措置の同意を求めたところ、請求人は同意する意向を示し、後日、施設入所に係る承諾書を処分庁に送付したこと。

以上の経過事実が認められる。

そして、本児は、1歳に満たない乳児であり、親権者の養育能力、養育環境を特に慎重に判断する必要があるところ、請求人は、統合失調症、適応障害の診断を受けており、精神的に不安定な面が多く見られ、また、〇〇県の実家の環境調査が必要であったことからすれば、本件処分時点において、処分庁が、家庭での養育が困難であり、乳児院への入所措置が必要であると判断したことは妥当なものであったと解される。

このことは、本件処分後の請求人の状況（A氏との関係が断ち切れていないことや医療受診に対する消極的な態度）からも裏付けられる。

したがって、本件処分は、上記(1)の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはできない。

(3) 請求人の主張について

ア 請求人は、上記第3・1のとおり、本件処分は違法・不当であると主張する。しかし、本件処分時において、入所措置が必要であったことについては、上記(2)に述べたとおりである。また、本件において、担当者の請求人に対する説明や対応に特段問題があったということは認められない。さらに、本件処分については、請求人の同意の撤回を受けて解除している以上は、目的に照らして必要な限度を超えていたとも認められない。

イ また、請求人は、上記第3・2のとおり、入所施設、入所期間、措置中の面会等の説明を受けていない以上、請求人の真意に基づく同意があるとはいえない旨主張する。しかし、令和元年6月7日、担当者は、〇〇県の実家を訪問し、請求人に対し入所措置の内容や理由、指導の内容について説明したところ、請求人は、入所措置に同意する意向を示している。そして、請求人は、その場で施設入所措置に係る承諾書を提出せず、諾否について検討する時間を経た後、処分庁宛てに承諾書を郵送し、同月19日、処分庁が、これを収受していることが認められる。以上のことから、請求人は本児を乳児院に入所させること自体に同意しており、真意に基づく同意がなかったとはいえず、請求人の主張を認めることはできない。

(4) 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行ってきた審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹